

商品概要説明書

J A 営農ローン

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

商品名	J A 営農ローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none">○ J A の正組合員の方。○ ご契約時の年齢が 20 歳以上 75 歳未満の方。○ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方（農業所得と給与収入・その他の所得の合算額とします。）○ 現在の住所に 1 年以上居住している方。 現在の住所に居住 1 年未満であるが、自己住宅（家族名義を含む。）である。○ J A との間で営農にかかる貸越取引および J A 営農ローン、J A 大型営農ローン取引を行っていない方。○ J A が指定する保証機関（徳島県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。○ その他 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 営農に必要なご資金とします。
契約金額	○ 300 万円以内（ご契約額は 10 万円単位）とします。
契約期間	○ ご契約日から 1 年（1 年後の応答日の前日まで）とします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、75 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ J A 所定の金利とします。なお、お借入利率とは別に、年 0.5% の保証料が必要となります。○ 金利は店頭に掲示します。詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○ 指定営農口座にご入金された農産物代金その他の資金は、貸越金残高に達するまで自動的にご返済に充当させていただきます。
利息の計算方法	○ 毎日の最終残高について付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とする日割計算とします。
担保	○ 不要です。
保証人	○ J A が指定する保証機関（徳島県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、保証人は不要です。

<p>苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A本支店（所）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J AまたはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）（※1） ・愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）（※1） ・民間総合調停センター（大阪府）、岡山弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）（※2） <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。（※3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aバンク徳島

※1 「利用者からの直接申し立てを可能としている」 弁護士会を選定した場合

※2 「J Aバンク相談所を通じての利用となる」 弁護士会を選定した場合

※3 東京三弁護士会を選定した場合